

## 八王子市親子つどいの広場事業実施要綱

平成19年4月2日施行  
平成20年4月1日改訂  
平成20年12月1日改訂  
平成21年3月30日改訂  
平成22年3月23日改訂  
平成23年3月22日改訂  
平成24年10月25日改訂  
平成26年3月11日改訂  
平成27年4月1日改訂  
平成29年4月1日改訂  
令和元年(2019年)5月1日改訂  
令和4年(2022年)1月17日改訂  
令和5年(2023年)4月1日改訂  
令和6年(2024年)4月1日改訂

### (趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市親子つどいの広場事業(以下「親子つどいの広場」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本事業は、概ね3歳未満の乳幼児(以下「乳幼児」という)とその保護者が気軽に集い、相互の交流を行う場所を設置することにより、子育てについての相談、情報提供、援助等ができる環境の整備、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第3条 親子つどいの広場の実施主体は、八王子市とする。ただし、市長は事業の運営の全部、又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間事業者等に委託して事業を実施することができるものとする。

### (対象者)

第4条 親子つどいの広場の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 八王子市に居住する乳幼児とその保護者等
- (2) 八王子市に居住する出産を控えた妊婦及びその配偶者等
- (3) 市内に勤務する者及びその監護する乳幼児
- (4) その他市長が認めた者

### (実施場所)

第5条 親子つどいの広場事業を実施する施設の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

### (実施日)

第6条 親子つどいの広場は、原則として土曜日と日曜日のいずれか一方または両方を含む週6日以上開設することとする。

### (開館時間)

第7条 親子つどいの広場の開設時間は、原則として午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、開設時間を変更することができるが、6時間以上

を確保するものとする。

(事業内容)

第8条 親子つどいの広場の内容は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談、援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- (5) 地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して行う事業
  - ア 高齢者・地域学生等の地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
  - イ 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
  - ウ 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
  - エ 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域のつながりを継続的に持たせる取組
- (6) 国の定める利用者支援事業実施要綱に規定される「基本型」の実施
- (7) その他子育て及び子育て支援に必要な事業

(職員の配置)

第9条 基本的な人員配置は次のとおりとする。

- (1) 親子つどいの広場には、子育て中の親子の支援に関わる子育てアドバイザーを2名以上置くものとする。

子育てアドバイザーは、子育てひろばを利用する親子に対し、自らの経験や知識を活かし、子育て中の保護者に助言や親子の交流促進等の支援を行う。
- (2) 上記のほか第8条(6)を実施するための専門職員を常時1名置くものとする。
  - ア 専門職員は都の規定する利用者支援員研修を受講すること。
  - イ 相談及びコーディネーター等の実務経験が下記の期間あること。
    - a 保育士、社会福祉士、その他対人援助に関する有資格者 1年
    - b a以外の者の場合 3年

(関係機関との連携)

第10条 親子つどいの広場の実施について、子ども家庭支援センターのネットワーク(地域子ども家庭支援センター、保健福祉センター、保健所、児童相談所、保育所、幼稚園、児童館、小・中学校、民生・児童委員、医療機関等)と連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努める。

(利用の手続)

第11条 親子つどいの広場を初めて利用しようとする者は、八王子市親子つどいの広場利用登録届(様式第1号)を提出したうえで、登録カードの発行を受けるものとする。

2 2回目以降の利用は、来館者名簿(様式第2号)に登録番号等必要事項を記入の上利用するものとする。

(親子つどいの広場事業の運営)

第12条 親子つどい広場事業に係る費用は、原則これを徴収しない。ただし、講座等の内容により、利用者個人の制作物等として必要が認められる場合、市と協議して受益者負担分として徴収することができる。

2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときには、その利用を中止させ、又は、退所させることができる。

- (1) 施設又は付属設備等を損傷し、若しく滅失し、又はそのおそれがある行為。
- (2) その他親子つどいの広場事業の管理運営上支障がある行為。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- この要綱は、平成19年 4月 2日から施行する。
- この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成20年12月 1日から施行する。
- この要綱は、平成21年 3月30日から施行する。
- この要綱は、平成22年 3月23日から施行する。
- この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。
- この要綱は、平成24年10月25日から施行する。
- この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、令和元年(2019年) 5月 1日から施行する。
- この要綱は、令和4年(2022年) 1月 17日から施行する。
- この要綱は、令和5年(2023年) 4月 1日から施行する。
- この要綱は、令和6年(2024年) 4月 1日から施行する。

## 別表（第5条関係）

施設名称（愛称）	所在地
八王子市親子つどいの広場東町（くりちゃん広場）	八王子市東町5-6 クリエイトホール 1階
八王子市親子つどいの広場旭町（ゆめきっず）	八王子市旭町1-1 セレオ八王子北館7階
八王子市親子つどいの広場大和田（ことことひろば）	八王子市大和田町5-10-2 SYOJIビル 2階
八王子市親子つどいの広場堀之内（CacheCache）	八王子市堀之内3-29-16 金子スポーツ堀之内ビル 1階
八王子市親子つどいの広場南大沢（おひさま広場）	八王子市南大沢2-16
八王子市親子つどいの広場西八王子（さんさんひろば）	八王子市散田町3-16-20 シャトレ西八王子 1階
八王子市親子つどいの広場館（ハッピー広場）	八王子市館町156 館事務所 2階
八王子市親子つどいの広場元八王子（ぼかぼか）	八王子市大楽寺町419-1 元八王子事務所 2階
八王子市親子つどいの広場檜原（PaoPao）	八王子市檜原町539-3 岩崎ビル 1階
八王子市親子つどいの広場みなみ野（にこにこひろば）	八王子市みなみ野6-1-1
八王子市親子つどいの広場石川（ころころ広場）	八王子市石川町481 石川事務所 2階

様式第1号（第11条第1項関係）

八王子市親子つどいの広場利用登録届

登録番号		登録日	年	月	日
お子さんの氏名		お子さんの生年月日			
(ふりがな)		令和	(	年)	
			年	月	日
住所					
八王子市					
保護者の氏名		本日の付き添い者			
(ふりがな)		母・父・祖母・祖父			
		その他( )			
連絡先電話番号		左記で連絡が取れない場合の緊急連絡先			

様式第2号（第11条第2項関係）

親子つどいの広場

来館者名簿

令和 年( 年) 月

	登録番号	お子さんの氏名	付添者	来館時間	退館時間
例	9000000	はちおうじ こたろう	母・父・祖母・祖父・その他	9:00	12:00
1			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
2			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
3			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
4			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
5			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
6			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
7			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
8			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
9			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
10			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
11			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
12			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
13			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
14			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
15			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
16			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
17			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
18			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
19			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
20			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
21			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
22			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
23			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
24			母・父・祖母・祖父・その他	:	:
25			母・父・祖母・祖父・その他	:	: